

犯罪の被害にあわれた方へ ～大分県弁護士会による支援のご案内～

突然、犯罪に巻き込まれて被害にあって、何がわからないのかもわからない…

そんな時、犯罪被害者支援に理解のある弁護士が

無料で相談をお受けします。

☎097-536-1467 へ、お電話ください。

大分県弁護士会被害者支援センター ※初回の弁護士相談は無料です。

(平日 9:00～17:00 それ以外は留守番電話対応ですが、担当者が 24 時間以内に折り返しご連絡いたします。)

たとえば、このようなご質問はございませんか…?

加害者に慰謝料を支払ってもらいたいのですが、どうすればよいでしょうか？

- 弁護士が、あなたに代わって、加害者に対する慰謝料請求の交渉や民事裁判を行います。
- あなたが一定の資力要件を満たすときは、**法テラスの民事法律扶助**を利用することで、弁護士費用の立替えを受け、分割払いで弁護士に依頼することができます。
- 人を死傷させた罪、性犯罪、逮捕・監禁の罪、誘拐・人身売買の罪など、特定の重大犯罪で刑事裁判が行われる場合は、**刑事損害賠償命令**という簡便な手続を利用することができます。ただ、申立てをしなければならない期限が比較的早いので(刑事裁判の結審前)、急いで弁護士に相談することをおすすめします。

加害者側の弁護士から「被害弁償をするから示談してほしい」と言われました。

- 弁護士が、あなたに代わって、できるだけあなたに不利にならないように示談の対応を行います。加害者にあなたの連絡先を教えずに交渉を進めることができます。
- あなたが一定の資力等の要件を満たすときは、**日弁連委託援助事業**を利用することで、弁護士費用の立替えを受け、弁護士に依頼することができます。

日弁連委託援助事業では、以下のようなことも弁護士に依頼できます。

「警察が捜査で動いてくれない。」……………被害届の提出、犯罪の告訴・告発
「警察官や検察官から事情聴取の呼び出しを受けましたが、不安です。」……………事情聴取への同行
「検察官が事件を起訴せず、刑事裁判が行われなくなりました。」……………検察審査会申立
「刑事裁判の審理の様子を見たいのですが、一人で行くのは不安です。」……………法廷傍聴付添
「加害者が何を考えているのか、話をしてみたいです。」……………加害者側との修復的司法の対話
「マスコミの取材が迷惑で困っています。」……………報道機関への対応

↓ウラもお読みください！

犯罪の被害にあったため、病院やカウンセリングに通ったり、やむを得ず自宅を引っ越したりして出費があったのですが、加害者が被害弁償をしてくれず、困っています。

- 大分県に住所がある方で犯罪の被害に遭った方か、大分県内で犯罪の被害に遭った方の場合、犯罪によりご家族が亡くなった事件、1か月以上の治療が必要なケガを負った事件、性犯罪等により強い精神的被害を受けた事件で、一定の要件を満たせば、**大分県弁護士会犯罪被害者支援基金**を利用することができます(交通事故の事件など、過失犯による被害は除きます)。
- 審査の上、50万円を限度に、相当な金額を援助します。

法的な手続きはともかく、精神的に辛いです。どこへ相談に行ったらよいのでしょうか？

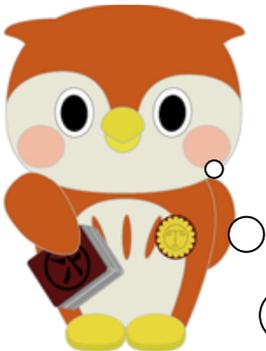
- 民間の臨床心理士を中心とした**公益社団法人大分被害者支援センター**と連携を取り、心理的ケアが必要な場合にはそちらの相談窓口を紹介する等の手続を取っています。

医療費や仕事を休んだ分の損害を援助してもらいたいです。

- 犯罪によりご家族が亡くなった事件、1か月以上の治療が必要なケガを負い3日間以上入院した事件で、一定の要件を満たせば、国が実施している**犯罪被害給付制度**を利用することができます。
- **日弁連委託援助事業**を利用して、犯罪被害給付制度の申請手続を弁護士に依頼することができます。

被害者の立場から刑事裁判に参加したいです。

- 人を死傷させた罪、性犯罪、逮捕・監禁の罪、誘拐・人身売買の罪、業務上過失致死傷、過失運転致死傷の罪など、特定の重大犯罪で刑事裁判が行われる場合は、**被害者参加制度**を利用することで、被害者の立場から刑事裁判に参加することができます。
- **被害者参加制度**では、法廷で加害者に対して質問すること、事実または法律の適用について意見を述べること等ができます。
- あなたの資力が200万円未満の場合、**国選被害者参加弁護士**を無料で依頼することができます。



「犯罪の被害にあわれた方や遺族が、今後どのようになるのか?」、「どのような手続や制度が利用できるか?」というのは、事件の内容や各制度の利用基準によってまちまちです。あなたのご希望に沿って、具体的にどのようなことができるか、とりあえず弁護士に相談してみてください。

初回の弁護士相談は無料です。お気軽にお電話ください。

大分県弁護士会犯罪被害者支援センター

性犯罪の被害にあわれた方等、女性弁護士をご希望の場合は、その旨お伝えください。

☎097-536-1467